

東久留米市立学童保育所入所のしおり

令和7年度版



東久留米市子ども家庭部児童青少年課児童青少年係

電話：042-470-7735（直通）

1. 学童保育所とは

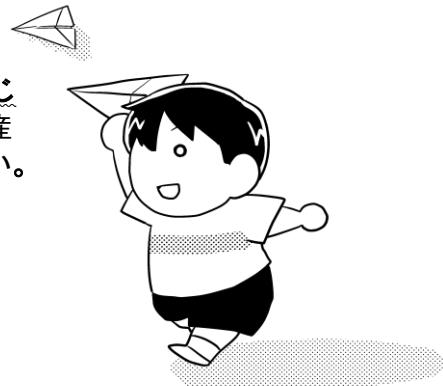
学童保育所は、放課後帰宅しても、保護者の就労等により家庭で育成が受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

学童保育所では年間を通し、生活指導を中心に育成支援しています。

異学年との関わりを大切にしながら、日常の遊び・季節の行事・製作などいろいろな経験を通して、心身の発達を援助するとともに、安全安心な居場所づくりを目指しています。

2. 育成時間

育成時間は、提出された書類に基づき**保護者の状況(就労時間等)に準じてのご利用となります**ので、ご了承ください。保護者が疾病・障害、出産の資格で入所されている児童の育成時間については事前にご相談ください。



①開所日時

- 平日（月～金曜日）

【登校日】

- * 下校時から 18 時まで

学童保育所へは学校から直接登所してください。一度帰宅してからの登所はできません。

- * 18 時から 19 時まで

延長育成を実施します。利用を希望する場合は、別途申請が必要です。

【学校休業日】…学校の三季休業期間(春・夏・冬休み)、学校行事の振替休業日など

- * 8 時 15 分から 18 時まで

学校休業日の登所は8時15分から9時までの間に学童保育所に着くようにしてください。8時15分以前は学童保育所は開いておりません。児童の安全のためにもご家庭で時間の調整をしていただくようお願いいたします。

早く帰ることはできますが、途中で抜けて習い事などに行ってまた戻ることはできません。

(学校行事、たとえばプール指導・サマースクール・校内での地区班活動の参加はできます)

※15時以前に降所するお子さんには、準備の都合上、おやつの提供はできませんので、ご了承ください。

- * 18 時から 19 時まで

延長育成を実施します。利用を希望する場合は、別途申請が必要です。

● 土曜日

- * 8 時 15 分から 16 時 15 分まで

学校休業日と同様に8時15分から9時までの間に学童保育所に着くようにしてください。

- * 16 時 15 分から 18 時まで

延長育成を実施します。利用を希望する場合は、別途申請が必要です。

②休業日

日曜日、国民の祝日(日曜日に当たった時の振替休日を含む)、12月29日～1月3日の年末年始、および市長が特別に必要と認めた日。

3. 育成の実施場所



育成支援の場所は、学童保育所の所舎と、特別教室等です。

特別教室等とは、小学校の放課後空いている(使っていない)教室のことです。平成28年度から特別教室等の運用を開始しました。令和6年11月現在10校で実施しております。詳しくは、別紙「東久留米市立学童保育所における特別教室等の運用方法について」をご覧ください。

4. 学童保育所延長育成について

(1) 延長育成概要

延長育成対象児童

学童保育所の入所児童であって、当該児童の保護者の就労、疾病等の状況により市長が延長育成を必要であると認めたものとします。

① 延長育成時間

	平日：月～金 学校開業日、休校日及び 春・夏・冬休み期間	土曜日
延長育成時間	18時から19時まで	16時15分から18時まで

② 延長育成利用条件

保護者又は保護者に準じる方がお迎えに来てください。

ただし、土曜日については、平日18時までは一人帰りを認めていることから、平日の18時までと同様の取り扱いとします。

(2) 利用申請手続き

延長育成を利用又は利用変更をする場合は、原則として延長育成の利用希望日又は利用変更希望日の前月25日までに、下記の(3)提出書類を学童保育所または児童青少年課に提出し、延長育成利用又は利用変更の申請手続きを行ってください。

※急遽、延長育成が必要な場合は、事前に学童保育所に連絡しご相談ください。

※利用申請手続きについては、毎月、提出いただく必要はありません。翌月以降も延長育成の利用を予定している方は、東久留米市立学童保育所延長育成利用（新規・変更）申請書の「延長育成を希望する期間」の期限に翌月以降の日付けを記入してください。延長を利用する日については、別途、連絡帳で学童保育所にお知らせください。

(3) 提出書類

- ・東久留米市立学童保育所延長育成利用（新規・変更）申請書
- ・延長育成が必要であると認められる保護者の就労、疾病等の状況がわかる書類（就労証明書、診断書、理由書等。ただし、入所申請時に提出されている場合は不要）

(4) 延長育成利用の承認・不承認

提出書類の内容を審査し、延長育成利用（新規・変更）の可否を決定するとともに、その結果を東久留米市立学童保育所延長育成利用（承認・不承認）決定通知により、通知します。

(5) 延長育成の利用方法について

利用申請後、延長育成を利用する当日までに連絡帳で学童保育所に延長育成を利用することと降所時間についてお知らせください。

18時以降に降所する場合、保護者又は保護者に準じる方のお迎えをお願いいたします。

5. 緊急時の育成について

*学童保育所で育成時間中に緊急事態（不審者情報、大雨や地震等の災害発生時等）が発生した場合、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。

学童保育所入所決定時に提出していただく、緊急時引き取りカードに記載していただいたご連絡先に連絡しますので、お迎えをお願いいたします。

*学校が緊急時の集団下校になった場合は、学校の指示に従います。

*台風などで学校が休校になった場合は、家庭での育成をお願いいたします。

家庭育成が困難な児童は緊急的対応として午前8時15分から学童保育所を利用することができます。風雨が強い状況で出席する場合は必ず、事前に学童保育所に連絡をしてから登所してください。また、児童の安全確保のため、登所の際は必ず送迎をお願いいたします。登所の際は児童を職員に直接引き

渡して、お迎えの時間と来所される方を明確にしてください。台風の状況によっては登降所時間を調整し、遅れて登所する場合はその旨もご連絡ください。また、お弁当を必ず持参してください。なお、児童・保護者・職員等の生命や身体の安全確保を最優先する観点から、学童保育所を閉所し、上記対応ができない場合があります。

***学校が登校時間を遅らせる対応を取った場合、登校前の育成は行いません。**

※ここでいう「学校」とは東久留米市立小学校であり、その他の学校(国立、私立等)に通学している場合はご相談ください。

***学級閉鎖の場合、その目的から家庭で静かに過ごせるようお願ひいたします。**

家庭での育成が困難な場合で、健康なお子さんは学童保育所で育成します。学級閉鎖ではない児童との接触を避けるため、午前9時15分から登所となります。体調が悪い児童の登所はご遠慮ください。登所させる日は必ず朝、お子さんの体調を確認してから登所してください。また、体温や体調は連絡帳等で職員にお知らせください。育成中も様子を見ます。いつもと違った兆候があれば、発熱の有無にかかわらず保護者へ連絡します。

***地震の場合、育成時間中に大きな地震が起きた場合、震度により下記の対応を行います。**

- ① 震度3以下の場合 *児童の安全確保、所舎の安全確認後通常育成を行います。
 *お迎え要請はいたしませんが、降所時に児童に安全指導を行います。
 - ② 震度4
 *学校が授業中の場合：状況確認後、校長の指揮・監督下に入り指示に従います。
 *放課後(下記※参照)・土曜日・学校休業日の場合：安全の確認後、児童青少年課へ連絡を取り、状況により避難場所への引率、保護者への引き渡し等を行います。保護者が引き取りに来所せず長時間児童を留め置くことになる場合は、児童青少年課長の指示に従います。
 - ③ 震度5弱
 *学校が授業中の場合：震度4と同じ。
 *放課後(下記※参照)・土曜日・学校休業日の場合：震度4と同じ。
 - ④ 震度5強
 *学校が授業中の場合：震度4と同じ。
 *放課後(下記※参照)・土曜日・学校休業日の場合：出席している全児童の保護者に連絡し、保護者または代理の方のお迎えを待ちます。連絡が取れない状況であっても、保護者または代理の方のお迎えを待ちます。連絡がない、できない状態であっても、必ずお迎えに来てください。
- ※学童保育所から避難する際には、移動先は所舎の玄関前に掲示します。
- ※この場合の「放課後」とは、学校においてすべての学年の授業が終わって、下校した時からとします。学童保育在籍児童が登所している時間でも、学校の授業が終わっていなければ放課後ではありません。
- ★対応の指針であり、各所の状況及び児童の状態によっては、変更する可能性もありますので、ご了承ください。

6. 学童保育所費および延長育成料について

【学童保育所費】 児童1人につき 月額 6,600円

減免申請をした家庭の児童においては、下記の金額になります。

	児童1人あたりの学童保育所費(月額)		
	在籍1人目	在籍2人目	在籍3人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割のみの課税世帯	2,200円	1,100円	免除
課税世帯	6,600円	3,300円	免除

※所費の減免：生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯は、学童保育所費の減免を受けることができます。

希望する方は、減免申請書に下記必要書類を添えて提出してください。

- ・生活保護世帯……………生活保護受給証明書

- ・市民税非課税世帯……………保護者世帯全員の令和6年度住民税非課税証明書
 - ・市民税均等割のみ課税世帯……………保護者世帯全員の令和6年度住民税課税証明書
 - ・同一世帯で2人以上入所……………特に書類は必要ありません
- 所費についての詳細は、児童青少年課にお問い合わせください。

【延長育成料】 児童1人につき 月額 2,000円 または 日額(1回) 400円

- 延長育成を利用する場合は、学童保育所費のほか、延長育成料がかかります。
- 児童1人当たりの延長育成料は、日額の場合でも月額2,000円を超えないものとします。

減免申請をした家庭の児童においては、下記の金額になります。

区分	減免後の児童1人当たりの延長育成料		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割額のみ課税世帯	月額 660円 日額 130円	月額 330円 日額 60円	免除
上記以外の課税世帯	月額 2,000円 日額 400円	月額 1,000円 日額 200円	免除

●減免後の児童1人当たりの延長育成料は、日額の場合でも上記の月額を超えないものとします。

※延長育成料の減免：生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯は、延長育成料の減免を受けることができます。

希望する方は、減免申請書に下記必要書類を添えて提出してください。ただし、学童保育所費減免申請で添付書類を提出している場合は、改めて添付いただく必要はありません。

- ・生活保護世帯……………生活保護受給証明書
- ・市民税非課税世帯……………保護者世帯全員の令和6年度住民税非課税証明書
- ・市民税均等割のみ課税世帯……………保護者世帯全員の令和6年度住民税課税証明書
- ・同一世帯で2人以上入所……………特に書類は必要ありません

*入所後、「東久留米市立学童保育所設置条例第3条」に基づき、学童保育所費(以下、「所費」)及び延長育成料(延長育成を利用した方のみ)を納めていただきます。納め忘れのないよう口座振替をご利用ください。口座振替依頼書は決定通知に同封しますので、「口座振替依頼書」と預貯金通帳、届出印を持参の上、指定の金融機関(本店・支店、郵便局)で手続きをしてください。

*なお、納入通知書(納付書)での納付もできます。「学童保育所費納入通知書」及び「学童延長育成料納入通知書」(延長育成を利用した方のみ)をお渡ししますので、指定の金融機関で毎月、納期限までにお支払いください。

*退所する際には、学童保育所に連絡するとともに児童青少年課へ月末までに退所届を提出してください。提出が遅れると、翌月の所費が掛かります。また、学童保育所の利用がなくても、さかのぼっての退所はできません。

- (注意)
- ・毎月1日在籍している場合は所費が掛かります。
 - ・ご事情により登所しない場合でも在籍していれば所費が掛かります。

7. 進級時の書類提出について

- 学童保育所は単年度申請のため、毎年度ごとに入所申請が必要となります。今年度在籍している児童でも、次年度も入所を希望する時は、新たに申請が必要です。
- 入所申請後、新年度の東久留米市立学童保育所入所基準に基づき、育成に欠ける状況を判定し、入所児童を決定します。入所の決定は、現在在籍している児童を優先するものではありません。入所できない場合は定員に空きが出るまでお待ちいただくことになります。なお、第一・第二学童保育所については、居住地域・学年等含め適正に振り分けさせていただきますのでご了承ください。今年度在籍している学童保育所と異なる(第一→第二、第二→第一)所に入所が決定する場合もございます。

- 所費および延長育成料の減免申請も年度ごとに「6. 学童保育所費および延長育成料について」で記載している手続きが必要です。さかのぼっての適用はできませんので、早めにお手続きしていただけるようお願いいたします。

8. ご家庭にお願いしたいこと

児童が安全に、また健やかに成長するためにはご家庭の協力が必要です。学童保育所は放課後の集団育成支援の場であり、職員は保護者の代わりになることはできません。

児童にはその成長の過程があり、児童を一番よく知っているのは保護者の方です。児童が学校や学童保育所で過ごした一日の様子や、健康状態などを把握していただき、対応していただくと共に、必要なことはご連絡いただくようお願いいたします。

行事や保護者会などには積極的にご参加いただき、児童の様子をご覧になってください。

ご家庭と学童保育所がそれぞれの立場で協力し、児童の健全な成長を見守っていきましょう。

- 降所時は、事故等を防ぐため30分刻みで同じ方面に帰る児童毎に降所するよう指導しています。お迎えが可能なご家庭はお迎えをお願いいたします。
- お迎えが遅れて、延長育成実施時間となってしまった場合、延長育成料がかかります。お迎えが遅くなる可能性のある方は、事前に延長育成の利用申請をお願いいたします。
- 学童保育所には駐車場はありません。路上や他の施設等の敷地内に駐停車いたしますと、近隣の方のご迷惑となりますので、お迎え等の来所時は徒歩または自転車等でお越しください。
- 児童が欠席や登降所時間を変更する時は、必ず保護者から学童保育所にご連絡ください。学校をお休みした場合でも学童保育所にもご連絡ください。児童の申し出だけでは予定の変更をお受けできません。ご連絡がない場合、緊急時連絡先に確認の連絡をさせていただきますのでご了承ください。
- 学校感染症にかかった場合は病気が治るまでの間、学校に準じて学童保育所も休ませてください。
学校休業期間中は、登所許可書もしくは登所届の提出をお願いいたします。(用紙は学童保育所でお渡しできます。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。)。また、頭しらみやとびひ等にかかった場合は、集団感染の可能性も起こり得るため、早めに手当てし学童保育所にも必ずお知らせください。
- 育成時間は保護者の就労時間等に準じます。保護者が在宅している場合は、ご家庭で過ごしてくださいよう、お願いいたします。(但し、テレワークや在宅勤務の場合は除く)
- 毎月発行される「おたより」や日々の連絡帳には必ず目を通してください。
- 住所、連絡先、家族構成や就労先等に変更が生じた場合等、入所申請書類提出後に記載事項に変動が生じた場合は、速やかに学童保育所に連絡いただくとともに、変動届および状況に応じて必要書類を児童青少年課へ提出してください。
 - ・保護者が求職中の場合は入所資格に該当しませんが、児童の在籍中に保護者が離職した時は、短期間であれば継続して在籍することができます。離職したことを速やかに申し出ていただき、求職期間中は、月末に状況報告書を提出していただきます(概ね3か月を目安といたします)。
 - ・原則として保護者が育児休業を取得する場合、入所の資格に該当しなくなるため、産後休業から育児休業に切り替わる日を含む月の月末で退所となります。ただし、育児休業取得期間が3ヶ月未満の場合には継続入所が可能です。継続入所を希望される方は、育児休業取得期間を証明する書類を合わせて提出してください。
 - ・転居その他の理由で学童保育所の転所を希望する場合は、学童保育所転所申請書の提出が必要です。転所が内定したら、転所先の学童保育所で面接後、転所決定となります。
- 放課後子供教室を学童保育所と併用する場合は、生涯学習課で手続きが必要になります。詳しくは生涯学習課(042-470-7784:直通)へお問い合わせください。
- 基本的な感染対策を実施するため、児童およびご家庭において以下の点にご協力ください。
 - ・手洗い、咳エチケットの徹底。
 - ・登所時、来所時、外遊び後の手洗いの徹底。
 - ・咳エチケットを徹底するため、清潔なハンカチ、ティッシュを持参してください。
 - ・毎朝登所前に必ずお子様やご家族の健康状態を把握してください。
 - ・発熱などの風邪症状がある場合には登所せず休養することを徹底してください。同居のご家族に風邪症状が見られる場合も事前に学童保育所にご相談ください。

9. 緊急の場合

- 育成時間中のけが、病気(体調不良)等が発生した場合は、ただちに保護者にご連絡いたします。
可能な限り、学童保育所や病院へお迎えをお願いいたします。
学童で発熱した場合の他、児童の様子を見て、熱が低い場合でもご連絡する場合があります。
- 緊急連絡先(就労先、携帯電話等)に変更が生じた場合はその都度、学童保育所へご連絡ください。
- 育成支援中及び登降所中に発生した事故・けがに伴う受診および入院につきましては、市役所が加入している保険により、お見舞い金が支払われます。なお、学校から学童保育所への移動中は育成支援中ではなく下校中なので、学校で対応することになります。

10. 持ち物

- 連絡帳(学童保育所で用意します)
- その他、ハンカチ・置き傘・上履き・着替えなど
(学童保育所から説明されたもの)
- お弁当(学校で給食が出ない日、または一日育成の日)



11. 東久留米市立学童保育所一覧

学 区	学 童 保 育 所	所 在 地	電話番号 市外局番 042
一小	前沢第一学童保育所	中央町 6-8-1 (第一小学校敷地内)	473-4950
	前沢第二学童保育所		473-4952
二小	新川第一学童保育所	新川町 1-14-6 (第二小学校敷地内)	471-4596
	新川第二学童保育所		472-6356
三小	中央第一学童保育所	中央町 1-17-14 (第三小学校北側隣接)	476-2133
	中央第二学童保育所		476-2115
五小	南沢第一学童保育所	南沢 4-6-1 (第五小学校敷地内)	465-5194
	南沢第二学童保育所		465-5198
六小	金山学童保育所	金山町 1-17-1 (第六小学校敷地内)	473-8431
七小	滝山第一学童保育所	滝山 7-26-30 (第七小学校敷地内)	473-3200
	滝山第二学童保育所		476-3090
九小	くぬぎ第一学童保育所	滝山 3-2-30 (第九小学校敷地内)	474-4800
	くぬぎ第二学童保育所		474-4805
十小	柳窪第一学童保育所	柳窪 5-9-43 (第十小学校敷地内)	474-2360
	柳窪第二学童保育所		474-2367
小山小	小山学童保育所	小山 5-5-4 (小山小学校敷地内)	473-8870
神宝小	神宝学童保育所	神宝町 1-6-7 (神宝小学校敷地内)	474-6652
南町小	南町学童保育所	南町 3-2-23 (南町小学校敷地内)	465-6789
本村小	本村学童保育所	野火止 3-4-5 (下里第二住宅 5号棟西側)	474-7897